土・日は混雑しています

市民課の窓口事務

取次所もご利用を

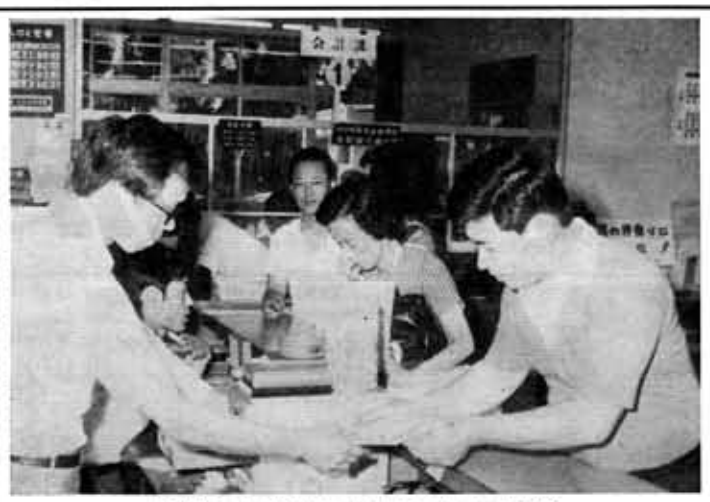

混雑する市民課窓口（8月2日土曜日撮影）

各種届・証明書を取扱っている市民課の窓口は、月曜日と土曜日に事務が集中し、非常に混雑します。

しかし、火曜日から金曜日までは比較的すいています。お急ぎでない方は、この日を利用されますと要件も早く済み便利です。

また、市では、昭和四十八年四月から戸籍謄抄本と住民票の交付取次所を市内三か所に設け、交付の出張サービスをしています。

この制度は、会社勤めの方、共働きの方たちを対象に、どうしても役所に手続きをしにこられない、戸籍の請求などで会社を休めない方などのために設けられたものです。

会社に行かれる道すがら取次所に直接申請しておくと、帰宅するとき取次所に立ち寄れば交付されるという、たいへん便利な制度です。

会社の行き帰りに、お近くの取次所を大いにご利用下さい。

〔取次所〕
- ⊙国鉄向日町駅前（西川時計店）
- ⊙阪急東向日駅前（かどや手芸・化粧品店）
- ⊙阪急西向日駅前（山口たばこ店）

〔取扱うもの〕
戸籍謄抄本・住民票

印鑑の取扱いは慎重に

登録、申請は必ず本人が

印鑑は私たちの社会生活に重要な役割をはたしています。とくに、実印として市役所に登録をされた印鑑は、その取扱い方をひとつ誤れば、大変な事態が生じます。

印鑑登録や印鑑登録証明書の申請は、本人がみずから市民課窓口で申請して下さい。病気やその他、やむを得ない理由で、どうしても本人が申請できないときは、本人自筆の委任の旨を証明する書面と登録済みの印鑑を添えて申請して下さい。

（印鑑心得五か条）

① 他人にむやみに貸さないこと。
② 白紙委任は慎重に。
③ 捨て印はむやみに押さない。
④ 押印する書類はよく読んで。
⑤ 紛失した印鑑がでてきても使わない。

転入などの届出

必ずしましょう

市内に新しく転入された方、また市内で転居された方は、転入・転居届の手続きを必ず市民課でおすませ下さい。

届出をされないと、日常生活上で、非常に不便となります。転入・転居届は、必ず忘れずにしましょう。

また、向日市外へ転出される方も、必ず転出届を市民課でおすませ下さい。

（手続きに必要な書類は）

転入したとき（転入届）	転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行したもの） 米穀購入通帳 国民健康保険証（該当者のみ） 国民年金証書（年金受給者のみ） 児童扶養手当証書（手当受給者のみ） 印　鑑 ※転入届は転入した日から，14日以内に届けねばなりません。
転出するとき（転出届）	米穀購入通帳 国民健康保険証（該当者のみ） 国民年金手帳 印　鑑 ※転出届は転出する事前に届けねばなりません。
市内で異動したとき（転居届）	米穀購入通帳 国民健康保険証（該当者のみ） 国民年金証書（年金受給者のみ） 印　鑑 ※転居届は，転居した日から14日以内に届けねばなりません。

※届出人は，本人または世帯主から届けましょう

在宅重度障害者手当が新設

10月1日から申請受付け

日常生活において，常時の介護が必要な重度の障害者に，手当を支給するという制度が新しくできました。

この制度は，在宅の重度障害者に対する施策の一環として設けられ，障害のために生じる負担を軽減することを目的として，手当が支給されるというものです。受付けは，10月1日から社会福祉課で行っています。

▷支　給　額

1人月額4,000円（1月・5月・9月の年3回）

▷対　象　者

(1) 両眼の視力の和が，0.02以下のもの
(2) 両耳の聴力が補聴器を用いても，音声を識別することができない程度のもの
(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
(4) 両上肢のすべての指を欠くもの
(5) 両下肢の用を全く廃したもの
(6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
(7) 体幹の機能を失い，座っていることができない程度の障害を有するもの
(8) 前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が，前名号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活に支障をきたす程度のもの
(9) 精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(10) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって，その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

▷支給の制限

上記のような障害の状態にある方は，手当を受給できますが，支給要件や所得制限などがありますので，くわしくは社会福祉課までお問い合わせ下さい。

電話　931-1111番（内線 268）

家庭児童相談

相談員に橋本氏，加藤氏

このたび，家庭児童相談員に，新しく橋本泰雄氏と加藤冴子氏のお二人を迎えました。加藤氏は，元高校教諭，橋本氏も中学校長をつとめたほか，永年教育界で活躍，教育問題に豊富な経験をもっておられます。子どもに関するあらゆるご相談に応じますので，お気軽にお越し下さい。

加藤　冴子　氏

橋本　泰雄　氏

◈ 相　談　例 ◈

子ども（小学生）の動作がのろくて困っています。毎朝，起こしてもなかなか起きず，学校に遅刻すると言っても平気です。服を着るのも，今だに親が手伝わなくてはならず，その扱い方に困っています。

◈ 回　答 ◈

ずい分手をかけて育てられたお子さんのようです。動作がのろくて困ると言われる子どもの心理には，自分で苦労してするより，人の手を貸りた方がやりやすいという依頼心が強く働いているのです。

このような場合には，親がいらいらしたり，あせったりすることなく，子どもの長所を探してほめたり，はげましたりして自信を持たせるとともに，つとめて自分でする機会をつくってやり，長い目で見守ることが，この子どもを直す何よりの近道です。

大型ゴミを収集

スカッとさわやかに

大型ゴミが山のように

市では、八月六日から六日間（六日～八日、十三日～十五日）にわたり大型ゴミの無料収集を実施しました。

これは、生活様式の向上に伴って、多様化してきている家庭ゴミの処理に対処するために、毎年一回、実施しているものです。

今まで、各家庭で処理に困っていたタンスやイス、テレビ、ふとんなどが、この収集を待ちかねていたように一斉に集積場所にだされ、さっそく環境衛生課職員が、テキパキと手分けして収集していきました。

現在、生活環境の整備を推し進めている市では、この大型ゴミの無料収集の事業などを通じて、より清潔な住みよい町づくりのために、全力をそそいでいきます。

街路灯の故障

市民安全課へ

みなさんのお近くの街路灯が消えていたり、破損しているのを見つけられたときは、その電柱についている識別番号（例えば、右の写真のB二・五二号のように）を、お知らせ下さい至急修理します。

＝連絡先＝市民安全課・電話九三一―一一一一番

不用品交換会

つぎの要領で不用品の交換会を行います。どしどしご参加下さい。

◈ 出品申込み ◈

〔日　　時〕 16日（火）午前10時～午後4時
〔場　　所〕 中央公民館
〔出品方法〕 一般の方と生活学校の方は直接，婦人会は各支部取りまとめの上，中央公民館へ。

◈ 交　換　会 ◈

〔日　　時〕 17日（水）午後1時～4時
〔場　　所〕 市民会館　第1会議室
〔共　　催〕 向日市婦人会・向日市生活学校

"生活不用品を交換しませんか"

みなさんの家庭で，まだ十分使用できるもので不用なものはありませんか。市では，電話による不用品交換取次ぎ制度を設け，生活不用品の登録受付けをして希望者にあっせんをします。

〔取扱品〕 再利用の価値のあるもので，スベリ台自転車，乳母車などを取り扱います。タオル，ハンカチなどは除きます。

〔申込み〕 譲りたい人，譲ってほしい人は，市民安全課まで電話でお申込み下さい。

電話 931―1111番（内線234，235）